

令和 7 年

伊豆の国市教育委員会 12 月定例会

会議録

令和7年伊豆の国市教育委員会 12月定例会

開会年月日 令和7年12月25日（木）午後3時30分～午後4時30分

場 所 あやめ会館2階 会議室

日 程

- 1 冒頭（学校教育課長）
- 2 開会（教育長）
- 3 会議録署名委員の決定（教育長）
- 4 会期の決定（学校教育課長）
- 5 11月定例会会議録の承認（学校教育課長）
- 6 教育長報告（教育長）
- 7 議事日程（議事進行：教育長）

日程第1	報告第30号	令和7年伊豆の国市議会12月定例会提出議案の議決について
日程第2	報告第31号	保育対策等促進事業費補助金交付要綱の一部改正について
日程第3	報告第32号	伊豆の国市部活動外部指導者の委嘱について
日程第4	報告第33号	伊豆の国市立学校の在り方に関する庁内検討委員会の設置について
日程第5	議案第39号	準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について

- 8 閉会（教育長）

出席者	教育委員会 教育長	菊池之利
	同 委員	岩田幸晴
	同 委員	清水照子
	同 委員	前田泰宏
	同 委員	宮代麻衣子

説明に出席した者の職氏名

教育部長	渡邊直人
教育施設整備課長	植松明久
生涯学習課長	近藤卓哉
文化財課長	工藤雄一郎

幼児教育課長 平井 仁史

学校教育課統括監 濱田 晃治

学校教育課教育支援監 杉崎 ことみ

会議に出席した事務局の職氏名

学校教育課長 古木 智己

教育総務係長 田村 由美

学校教育課教育総務係 鈴木 由佳

9 その他（進行：学校教育課長）

① 小・中学校の児童・生徒の問題行動について

② 臨時教育委員会の開催について

日時：令和8年1月8日（木）午後3時00分～

場所：長岡庁舎3階 第4会議室

③ 次回以降の定例教育委員会の開催について

日時：令和8年1月27日（火）午後3時00分～

場所：長岡庁舎3階 第5会議室

日時：令和8年2月24日（火）午後3時00分～

場所：あやめ会館2階 会議室

■古木学校教育課長

皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、菊池教育長より、皆さんにごあいさつ申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■菊池教育長

本日は、4人出席しておりますので、委員会は成立しております。

ただいまより、令和7年教育委員会 12月定例会を開催いたします。本日の会議録に署名する委員は、岩田委員と清水委員にお願いいたします。

■古木学校教育課長

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

会期につきましては、本日 12月 25 日、1日のみということで処理をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■古木学校教育課長

ありがとうございます。本日 1日だけということでお願いします。

次に、先月行いました教育委員会 11月定例会開催分の会議録の報告と承認の件に入ります。

会議録の写しを配付してございます。実施日、出席者、議案の案件、議決内容、署名等の会議内容を記載してございます。こちらについては、見ていただき承認されたということで処理をさせていただきますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■古木学校教育課長

ありがとうございます。ここで、教育長から報告事項を申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■古木学校教育課長

この後、議事に入りますが、ここからの進行は、菊池教育長にお願いいたします。

■菊池教育長

それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 報告第30号「令和7年伊豆の国市議会12月定例会提出議案の議決について」の説明

をお願いします。

■古木学校教育課長

学校教育課の古木が報告いたします。

報告第 30 号令和 7 年伊豆の国市議会 12 月定例会提出議案の議決について報告します。

12 月議会の議案で意見聴取をおこなった議案は、資料に記載のとおり、補正予算 1 件、条例の一部改正が 3 件、条例の新規制定が 2 件の計 6 件ございました。

初めに 1 の伊豆の国市一般会計補正予算（第 5 号）（教育委員会関係分）についてであります。

前回の定例教育委員会で第 6 号を第 5 号に修正させていただいたものになります。

補正予算の内容は、学校教育課では、給食センターの配達業務及び調理業務の債務負担行為の設定と教育振興寄附金の歳入とそれに伴う学校図書購入費等の歳出が主なものであります。

幼児教育課では、にじいろこども園の電話設備改修工事や富士美幼稚園屋根防水補修工事補修工事。生涯学習課では、大仁体育館の煙感知器の取替工事。文化財課では、旧上野家住宅の茅葺替工事の繰越明許がございました。

本議案については、福祉文教環境委員会に付託され、12 月 19 日の採決で原案どおり可決されました。

続きまして、2 の伊豆の国市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。内容は、令和 8 年 3 月 31 日で閉園となる共和幼稚園と田京幼稚園を廃止するものです。

また、3 の児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。これは、児童福祉法の改正により、「伊豆の国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」と「伊豆の国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の条ずれに対応するための改正であります。

4 の伊豆の国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。内容は、厚生労働省令による「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正されたことによる利用乳幼児の健康診断の基準の改正が主なものでした。こちらの 2 ~ 4 につきましては、11 月 28 日の議会初日に審議され、いずれも原案どおり可決されました。

続きまして、5 の伊豆の国市乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。こちらは、通称「だれでも通園制度」の運営に関するものを条例で規定するものであります。こちらにつきましては、福祉文教環境委員会に付託され、12 月 19 日の採決で原案どおり可決されました。

続きまして、6 の伊豆の国市歴史・文化拠点施設の設置、管理及び使用料の制定に関する条例の制定についてであります。こちらも前回の定例教育委員会で、条例名や市民交流室の使用料等の修正についてご説明させていただいた条例になります。本条例については、伊豆の国歴史館「いづし

る」の設置管理及び使用料の規定を定めるものであります。こちらについては、市議会福祉文教環境委員会に付託され、12月19日に議員による修正動議の提出がありました。

修正動議についての資料は6ページからになります。修正の内容については、7ページに記載のある条例の修正案、原案との対照表をご確認お願いします。表の左側の枠の下線部分が修正した箇所になります。主なものは8ページの第7条入館料等を削除し、9ページ第10条として観覧料等を追加するものです。

それに伴い10ページの別表1に観覧料についての区分等が追加されております。よって、当局側が提出した「無料」ではなく「有料」にしたらどうかというのがこの修正案の要旨でありました。採決では、この修正案が原案どおり可決され、修正部分以外については当局が提出した議案により可決されました。わかりにくいくらいですが、修正後の条例につきましては、先ほどの対照表左側の部分のとおりとなったとご理解いただければと思います。

説明は、以上となります。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■前田委員

歴史文化施設の観覧料について新聞にも載っていたのですけれども、有料化した場合は運営経費が増加して、その増加分を賄うためにかなりの入場者が必要だという話だったのです。

当初は多くの人を集めるために無料という、そのような話で聞いていたのですけれども、有料化して運営経費を賄えるくらいにはなりそうなのですか。

■渡邊教育部長

教育部渡邊からお答えさせていただきます。

議会での説明に関連して、まず前置きとして、かつて韮山の江川邸の裏に史料館がありました。平成29年に閉園したと思いますが、閉園前3年間の平均で1万2,000人の来場者がありました。

当初の議会説明の中で、その韮山郷土史料館の平均来場者が1万2,000人と言っていたことから、それを最低ラインとして運営し、無料化することでそれ以上の来客数を増やしたいと当局側で説明したところです。

今回、市民は無料、市外の方は有料という料金設定を議員のほうから提案されています。当然、有料化しても多くの方に来もらえるような方策を、我々は考えていきたいと思っています。

また、有料化ということですので、様々なところへお声掛けをしていき、ここは教育施設として、我々も近隣の方々を含め、市民の方々には多く利用していただきたいと考えておりますので、そのような面で今後、普及に取り組んでいく所存です。

とにかく多くの方に、ここを拠点として市内の多くの史跡、伊豆の国市へ来ていただく。 そう

いう意味では有料、無料にかかわらず、我々としてはとにかく来ていただきたいという想いであり、精一杯進めてまいります。

■前田委員

無料より有料にしたほうが、少し躊躇する人も出てくる可能性もあります。魅力的なものを作つていただき、多くの人に見てもらいたいと思いますので、よろしくお願ひします。

■菊池教育長

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第2 報告第31号「保育対策等促進事業費補助金交付要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

■平井幼児教育課長

幼児教育課の平井です。

報告第31号について、説明いたします。

令和7年11月20日に伊豆の国市保育対策等促進事業費補助金交付要綱の一部を改正し、対象となる民間施設に対し通知を行いました。

本要綱は、子育てをする者を支援し、児童の適切な保育を確保するため、一時預かり事業等の保育対策促進事業を実施する民間保育所等の経営者に対し、補助金を交付することを定めております。

改正理由でございますが、国及び県の要綱が一部改正されたことに伴い、市の要綱も改正する必要が生じたためでございます。

改正の概要でございますが、1点目として補助対象事業のうち、「一時預かり事業」、「乳幼児保育事業」、「延長保育事業」、「障害児保育事業」の補助額等の改正。2点目として字句の整理。3点目として関係様式の改正となっております。

1ページ目の新旧対照表をご覧ください。表の右側が改正前の条文、左側が改正後の条文になります。主要な部分のみ御説明いたします。

一時預かり事業でございますが、補助額を増額しております。なお、300人未満の部分については、1区分から4区分と細分化しております。

5ページをご覧ください。

乳幼児保育事業でございますが、1歳児に対し国の基準を上回って保育士を配置している施設について補助額を加算する制度に変更し、年齢区分を細分化した上で補助額を定めております。なお、この改正につきましては、給付制度と連動した改正であり、1歳児配置改善加算が適用される施設につきましては、給付費で支払われる一方、当該補助額の減額となるものです。

6 ページをご覧ください。

延長保育促進事業でございますが、(イ) 保育短時間認定部分の補助額を増額しております。

8 ページをご覧ください。

別表 2 につきまして、障害児保育事業の補助金計算時に経費から差し引く額を定めております。この額は、こども 1 人を保育した時に園に支払う給付費として定めているものですが、この額が改定されたことを受け、別表 2 の額を改正するものです。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■菊池教育長

平井課長、この資料後ろの部分もそうですよね。

■平井幼児教育課長

今回の改正の部分につきましては、1 ページから 8 ページが改正部分となっております。9 ページから 11 ページについては関連して、様式等の変更となっております。

12 ページからは、改正後の内容を反映した最新の要綱となっております。

■菊池教育長

そのほか、よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第 3 報告第32号「伊豆の国市部活動外部指導者の委嘱について」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

学校教育課の古木です。よろしくお願いします。

報告第 32 号「伊豆の国市部活動外部指導者の委嘱について」報告いたします。

10 月より順次委嘱をしております中学校における部活動外部指導者の委嘱につきまして、1 人を新たに委嘱しましたので報告します。

資料 1 ページをお願いします。

韮山中学校美術部の外部指導者として高梨芳実さんを委嘱しました。委嘱期間は令和 7 年 11 月 8 日から令和 8 年 3 月 31 日までしております。これまで、運動部を中心に委嘱しておりましたが、文化部としては初めての委嘱であります。高梨芳実さんは、白日会の常任委員や日展の会員として審査委員も務めるなど日本の美術界で活躍されている方でございます。

これまでの委嘱状況ですが、長岡中学校 6 人、韮山中学校 4 人、大仁中学校 6 人の合計 16 人委嘱し、各中学校より申請があった部活動すべてに外部指導者の配置が完了しております。説明は以

上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第4 報告第33号「伊豆の国市立学校の在り方に関する府内検討委員会の設置について」の説明をお願いします。

■渡邊教育部長

教育部の渡邊です。よろしくお願ひいたします。

報告第33号「伊豆の国市立学校の在り方に関する府内検討委員会の設置について」ご説明します。

資料の1ページをご参照願います。

本市においても少子化が進行し、教育環境も変化していることから、公立園においては、既に統廃合に着手しているところであります。市内小中学校においても、今後同様に少子化、教育環境の変化、また、学校施設の老朽化等を踏まえ、将来にわたって持続可能で質の高い教育環境を確保していくことが必要であります。

平成20年に策定された、「学校の適正規模・適正配置の基本方針」により、大仁東小学校と大仁小学校の統合を進め、適正規模・配置に努めて参りましたが、今後、更なる少子化が見込まれることから、本府内検討委員会にて、この基本方針を横断的に見直します。

委員会組織としましては、教育長を委員長とし、副委員長を教育部長、委員は、市長部局を含む部課長9人で構成します。

詳細は、2ページ上段の名簿となっております。

スケジュール案ですが、第1回目を昨日の12月24日に開催しており、令和8年8月までに計5回の開催予定であります。

令和8年度9月以降には、有識者や市民等を交えた別の検討会を立ち上げ、本府内検討委員会で検討された、伊豆の国市学校の適正規模・適正配置の基本方針案について諮問を行う予定であります。

昨日開催した第1回目の検討委員会では、協議内容や、伊豆の国市の少子化の現状・課題について認識を共有したところです。

また、併せて学校施設の現状や課題についても共通認識をしたところです。

次回検討委員会は、令和8年2月3日に開催を予定しておりますので、会議のほうが進行したら、教育委員の皆様へ報告していきたいと考えております。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第5 議案第39号「準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

＜略＞

□質疑

＜略＞

■菊池教育長

議案第39号「準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」は1世帯承認されました。

これで、本日予定されました付議事項につきましては、すべて終了しました。

ここで、12月定例会を閉会といたします。

令和8年 月 日

署名委員

署名委員